

みやこ

京の公園魅力向上指針

～公園施設の長寿命化の下に～



平成30年3月

京都市

目次

| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに..... | 1 |
| 1 | 指針策定の背景について..... | 1 |
| 2 | 対象とする公園とその種別について..... | 2 |
| 3 | 公園の現状..... | 3 |
| | (1) 公園を取り巻く状況..... | 3 |
| ア | 公園の利用状況の変化..... | 3 |
| イ | 安全基準の高水準化..... | 3 |
| | (2) 公園の箇所数、経年状況等について..... | 4 |
| | (3) 公園の維持管理について..... | 6 |
| 第2章 | 京の公園魅力向上指針～公園施設の長寿命化の下に～について..... | 7 |
| 1 | 方針..... | 7 |
| 2 | 公園施設の補修・更新等について..... | 8 |
| | (1) 予防保全型管理..... | 9 |
| | (2) 事後保全型管理..... | 10 |
| 3 | 樹木の健全育成について..... | 11 |
| 4 | 公園再整備について..... | 12 |
| | (1) 再整備の重点方針..... | 12 |
| | (2) 再整備の考え方..... | 13 |
| | (3) 再整備を行う公園数..... | 14 |
| | (4) 遊具の機能転換..... | 15 |
| 第3章 | 京の公園魅力向上に向けて～公園施設の長寿命化の下に～..... | 16 |
| 第4章 | おわりに ～魅力ある公園を目指して～..... | 16 |

第1章 はじめに

1 指針策定の背景について

公園は、休養・休息の場や子ども達の健全な育成の場、また、健康運動の場、地域のコミュニティ活動の場、環境保全、防災に資する役割など、様々な役割を有し、市民の皆様が安心・安全、快適に生活していく中で必要不可欠な施設となっています。

本市では、高度経済成長期に整備された公園の老朽化が進行しており、遊具等の公園施設や樹木の多くが更新すべき時期を迎えています。

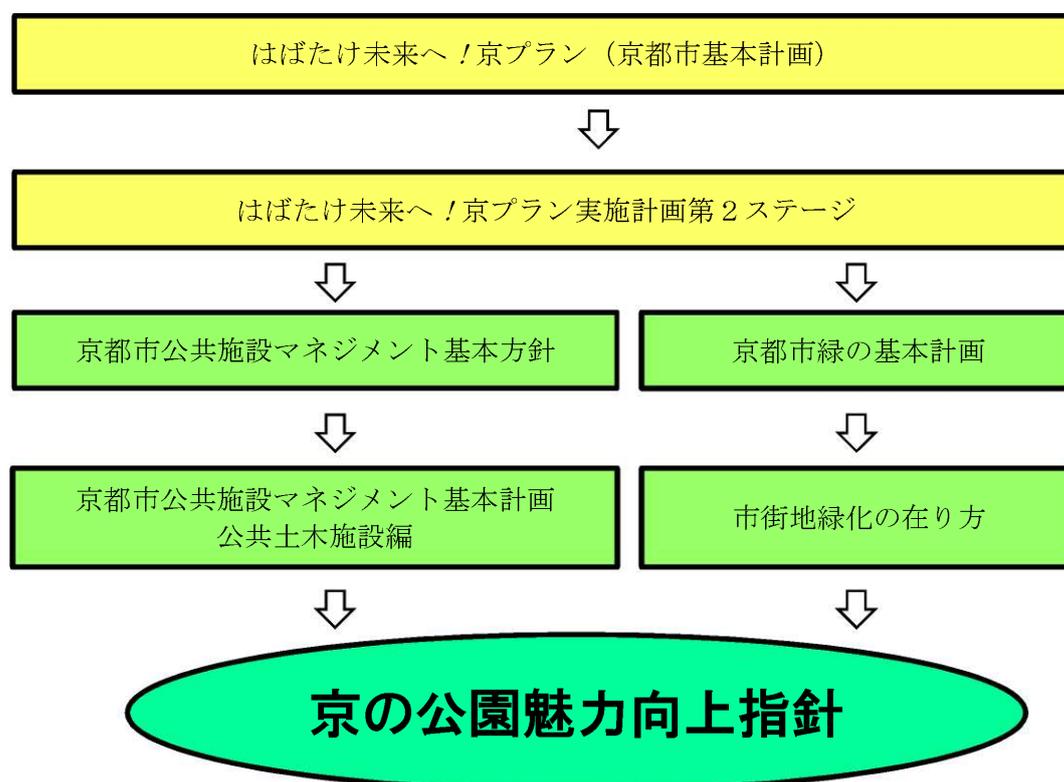
また、高齢化の進行や余暇時間の増大など、社会状況は大きく変化しており、公園施設の更新に当たっては、それらも踏まえた判断が必要になります。

そこで、平成29年8月に策定した「市街地緑化の在り方」に基づき、今後も引き続き、市民の皆様が安心・安全、快適に利用していただきながら、公園がより魅力あふれるものであり続けるために、「京（みやこ）の公園魅力向上指針（案）～公園施設の長寿命化の下に～」を策定し、施設補修や更新、樹木の健全育成に取り組むこととしました。

なお、本指針は、計画的な修繕等により、公園施設の長寿命化を図ることを目的とするものであることから、「京都市公共施設マネジメント基本計画」（平成27年3月策定）に基づく、公園施設の個別施設計画として位置付けます。

多くの公園施設や樹木の更新には、多額の費用が必要となり、本市の厳しい財政事情を考慮すると、短期間での実施は困難ではありますが、遊具等の施設を少しでも長寿命化し、皆さまの安心・安全な利用を可能にしつつ、計画的な更新を実施していくこととします。

【京の公園魅力向上指針の位置付け】



2 対象とする公園とその種別について

京の公園魅力向上指針においては、都市公園法第2条第1項1号に定められた都市公園で、建設局が管理している公園を対象とします。(表-1参照)

【表-1】建設局が所管する都市公園の種別・箇所数等 (平成29年3月31日現在)

| 種別 | 箇所数 | 主な公園 |
|----------------|-----|--|
| 住区 基幹 公園 | 828 |  <p>春日公園 (南区) 面積: 3,196 m² 開園: 昭和13年度 【平成21年度再整備】</p> |
| | 24 |  <p>光徳公園 (下京区) 面積: 11,000 m² 開園: 平成8年度</p> |
| | 5 |  <p>伏見北堀公園 (伏見区) 面積: 66,195 m² 開園: 平成5年度</p> |
| 都市 基幹 公園 | 2 | 梅小路公園, 岡崎公園 |
| | 5 | 桂川緑地, 桂川緑地上野橋東詰緑地 他 |
| 風致公園 | 3 | 円山公園, 東山山頂公園, 長神の杜公園 |
| 交通公園 | 1 | 大宮交通公園 |
| 広域公園 | 1 | 宝が池公園 |
| 都市林 | 1 | 大原野森林公園 |
| 広場公園 | 1 | 梅屋広場 |
| 都市緑地 | 15 | 吉田山緑地, 大仏殿跡緑地 他 |
| 緑道 | 11 | 東山自然緑地, 桂坂緑地 他 |
| 計 | 897 | |

3 公園の現状

(1) 公園を取り巻く状況

ア 公園の利用状況の変化

公園は、これまで、主な利用者として子どもを対象としてきましたが、成熟社会を迎えつつある現在では、高齢化が急速に進展し、子どもだけでなく高齢者の利用にも対応した公園が求められています。

また、これからの公園には、利用者の構成や利用状況の変化に応じて施設の更新を行い、魅力向上を図ることが求められています。

【様々な利用形態】



子ども達でにぎわう公園



高齢者が楽しむ公園

イ 安全基準の高水準化

公園は、子ども達が遊びを通して自主性、創造性、社会性などを身につける、安心・安全で楽しい遊び場として利用されており、また、近年は、多くの高齢者にも憩いの場として利用されています。

一方、公園の安全性に対しては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」や、「公園施設の安全点検に係る指針(案)」が国土交通省により策定される等、従来よりも高い水準が求められるようになってきています。今後は、より一層、利用者が安心・安全、快適に利用できるよう、施設を維持するとともに、老朽化した施設の更新等を行うことが必要となります。

また、年月とともに成長する公園の樹木は、倒木や落下枝等による被害発生を未然に防ぐことが必要です。



子どもが安心して遊べる公園



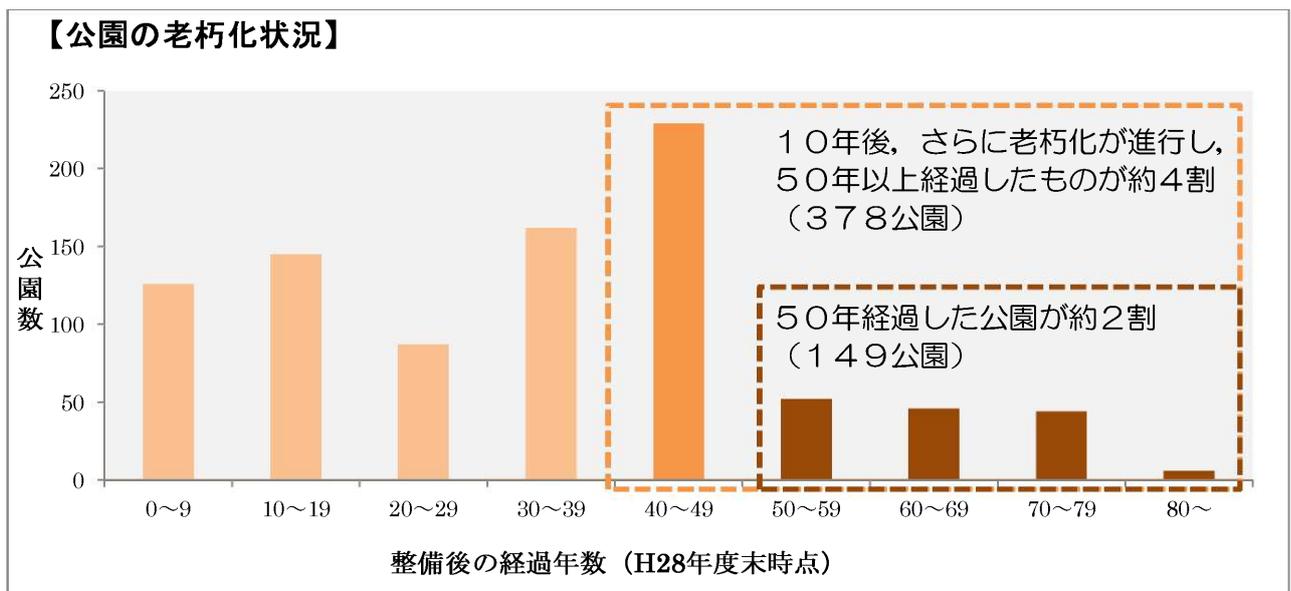
美しく剪定された樹木

(2) 公園の箇所数、経年状況等について

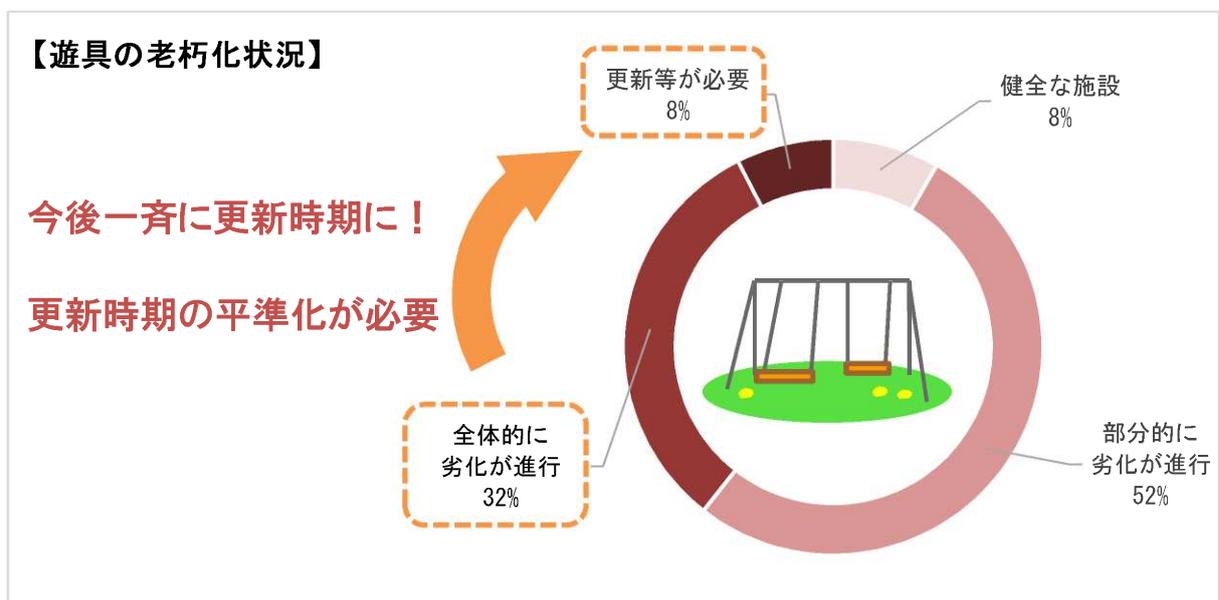
建設局では、897箇所の公園（平成29年3月31日現在）を管理していますが、それらのうち設置から50年以上経過したものが約2割（149公園）を占めており、10年後には約4割（378公園）に達する見込みとなっています。（図－1、表2参照）

また、代表的な施設として、約3,900基の遊具や、約3,000灯の照明灯等を設置していますが、多くの施設において老朽化が進んできています。（図－2、表3参照）

さらに、公園の樹木は、緑陰創出や景観の向上、利用者の憩いの場の提供など、様々な効果・機能を発揮していますが、植栽当初は小さかった樹木が、年月とともに成長し、巨木化したことによる様々な問題が顕在化してきています。（表－4参照）



【図－1】



【図－2】

公園施設等の設置状況（平成29年3月31日現在）と、老朽化状況（写真）

【表-2】遊具設置状況

| 種 別 | 基数 | 種 別 | 基数 | 種 別 | 基数 |
|-------|-----|---------|-----|------|-------|
| ブランコ類 | 558 | シーソー | 187 | 鉄棒 | 621 |
| 滑り台 | 608 | うんてい | 109 | 健康遊具 | 177 |
| 岩の山 | 51 | ジャングルジム | 87 | その他 | 408 |
| 砂場 | 715 | スプリング遊具 | 411 | 合 計 | 3,932 |

老朽化したブランコ



【表-3】照明灯の設置状況

| 水銀灯 | 蛍光灯 | LED 灯 | その他 | 合計 |
|-------|------|---------|-------|---------|
| 234 灯 | 46 灯 | 2,380 灯 | 464 灯 | 3,124 灯 |



【表-4】樹木の植栽状況

| 高 木 | 低 木 | 合計 |
|-------------|-------------|-------------|
| 約 100,000 本 | 約 500,000 本 | 約 600,000 本 |



(3) 公園の維持管理について

公園の維持管理は、北部・南部の2つのみどり管理事務所による管理と、地域の皆様による管理（公園愛護協力会等）といった、市民と行政が一体となった市民協働により行っています。平成28年5月からは、ICTを活用した、新たな維持管理手法である「みっけ隊（美しい京を守る応援隊）アプリケーション」の運用を開始しました。

現在、みどり管理事務所による管理では、設置（更新）→日常点検→修繕（補修）→更新のサイクルを繰り返し、日常点検等により不具合が見受けられる施設は、必要に応じて修繕や更新を実施しています。

しかし、不具合等への対症療法的、応急措置的な対応では、施設の老朽化や樹木の巨木化、公園を取り巻く状況の変化に十分に追いついておらず、公園の安全性や快適性の確保、利用者ニーズとのミスマッチの解消等がこれまで以上に求められています。



砂場の維持管理状況



みっけ隊アプリケーション

第2章 京の公園魅力向上指針～公園施設の長寿命化の下に～について

1 方針

京の公園魅力向上指針（以下、「本指針」という。）では、平成29年8月に策定した「市街地緑化の在り方」に基づく取組を推進するため、また、公園が市民の皆様へ安心・安全、快適に利用していただける魅力あるものであり続けるため、これまで対応が遅れがちになっていた老朽化の著しい施設を優先的に更新し、機能の維持・保全を行うとともに、概ね50年をかけて、全ての公園施設を更新し、将来のニーズにも対応した、より魅力あふれる公園として維持できるよう取り組みます。

そのためには、これまでの対症的・応急措置的な対応だけでなく、適切なタイミングでの補修・更新等を実施し、施設の長寿命化を図る必要があります。

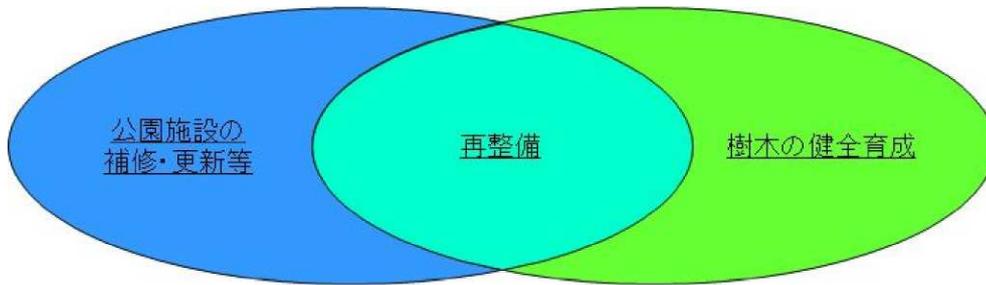
本指針では、公園の魅力向上に向けて、施設の補修・更新等や樹木の健全な育成、また、それらを一体的に行い公園のグレードアップを図る再整備に取り組むこととしました。

施設の補修・更新等や樹木の健全な育成を一斉に実施するためには多額の費用が必要となりますが、本市の厳しい財政状況を踏まえ、本指針では費用の平準化や実施段階における更なる費用の縮減等を検討しながら取り組むこととしています。

【本指針のイメージ】



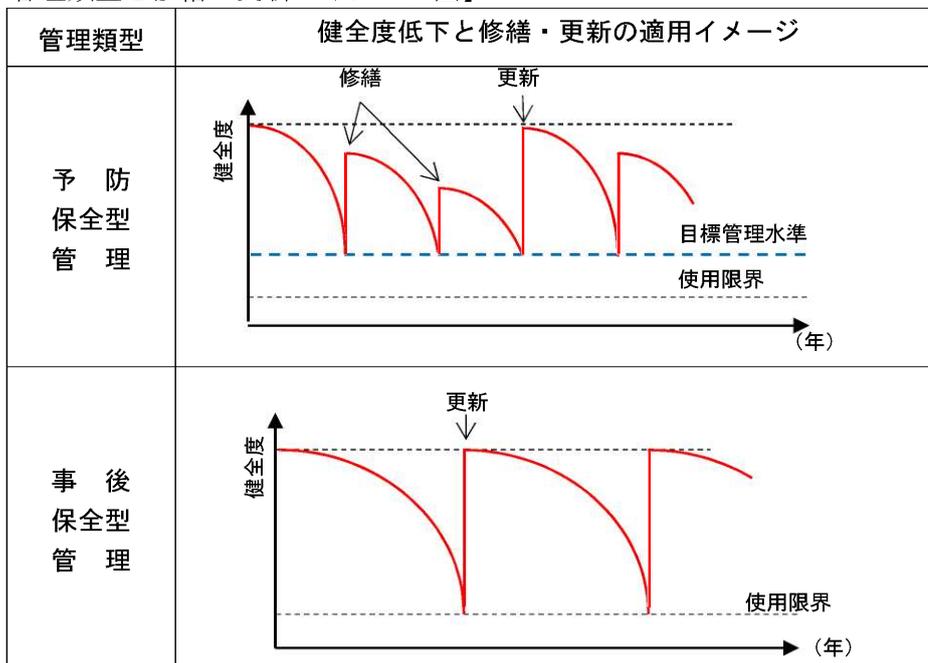
【本指針における維持管理のイメージ】



2 公園施設の補修・更新等について

公園施設は、施設の目標とすべき維持管理の水準を保ったうえで、健全度調査の結果に基づき、ライフサイクルコスト削減効果も勘案して、劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせる管理（以下「予防保全型管理」という。）を行う施設と、日常的な維持管理や点検を行い、機能しなくなった段階で取り換える管理（以下「事後保全型管理」という。）を行う施設に分類し、維持管理を行ってまいります。

【参考：管理類型と修繕・更新のイメージ図】



(1) 予防保全型管理

施設の中の遊具は、安全確保を最優先するため、予防保全型管理を行うこととします。

これらの施設については、維持保全（清掃・保守）に加え、みどり管理事務所による日常点検や、概ね3箇月に1度の定期点検などを行い、可動部分の部材等の取替など、計画的な修繕を実施することにより、施設を処分制限期間の2.4倍に長寿命化することを目指します。

現在、ブランコの場合は、吊り手金具や鎖、座板の交換等を適切に行うなどの管理を行いながら、遊具については維持管理予算の縮減を図るとともに、年間約20基を更新しています。

【ブランコ更新イメージ】

(更新前)



(更新後)



【ブランコ補修イメージ】

(吊り手金具の交換)



(鎖の交換)



(2) 事後保全型管理

照明灯など、これらの施設については、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、更新等を行います。事後保全型管理においても、日常点検、定期点検等を行い、適切な維持保全を実施することで、処分制限期間の2倍に長寿命化することを目指します。

今後実施する健全度調査によりライフサイクルコスト縮減効果等が見込める場合は予防保全型管理への移行を検討します。

① 管理施設

管理施設は、照明灯や出入口、外周柵などが該当します。

照明灯については年間60灯更新しており、老朽化した照明灯柱の更新に順次取り組み、概ね50年毎に更新することを目指します。

また、出入口や外周柵については、老朽化の状況やバリアフリーの必要性を判断し、順次更新を行い、概ね40年間で全ての出入口等の改善に取り組んでまいります。

照明灯（水銀灯）



更新（LED灯）



② 便益施設

便益施設については、利用者の皆様に快適に利用していただくため、便所や手洗い場等の水周り施設の修繕等に取り組んでまいります。便所については、観光地周辺のものを中心に、大便器の洋式化に取り組むことを検討します。

また、便所は284箇所設置されていますが、その多くについて老朽化が進んでおり、更新が必要なことから、再整備事業の中で更新していきます。

便所（現状）



リニューアル（再整備）



3 樹木の健全育成について

樹木は、利用者の皆様が季節を感じ、憩える空間を創出していますが、樹木は生き物であるため、当初は細く小さな樹木が、長期間を経過することで、太く大きな樹木へと成長し、剪定等にも多額の費用が必要となってきます。

これまで、財政上の制約等から剪定が十分に行き届かなかったことにより、巨木化した樹木による景観面の質の低下、隣地への越境被害（落枝、落葉、根による地下埋設物への被害等）、倒木の危険性の増大や公園内の見通しの悪化など、様々な問題が顕在化してきています。

現在、公園には約10万本の高木が植栽されており、そのうち約2万本が危険木や越境被害を及ぼす樹木となるおそれがあります。

今後も危険木等を緊急度の高いものから優先して伐採を行い、更新、樹種転換、密度調整を進めるなど、適正化を図り、利用者の皆様の安心・安全を確保するとともに、景観や快適性の向上を目指します。

また、同時に、その他の8万本の高木や50万本の低木についても、利用者の皆様の安心・安全を最優先に、季節を感じ、快適に過ごせるみどりの空間となるよう、剪定等を含む適切な健全育成に取り組んでまいります。

なお、樹木の伐採・更新・樹種転換を行う際には、利用者の皆様に御意見を伺いながら、方針を決定することとします。

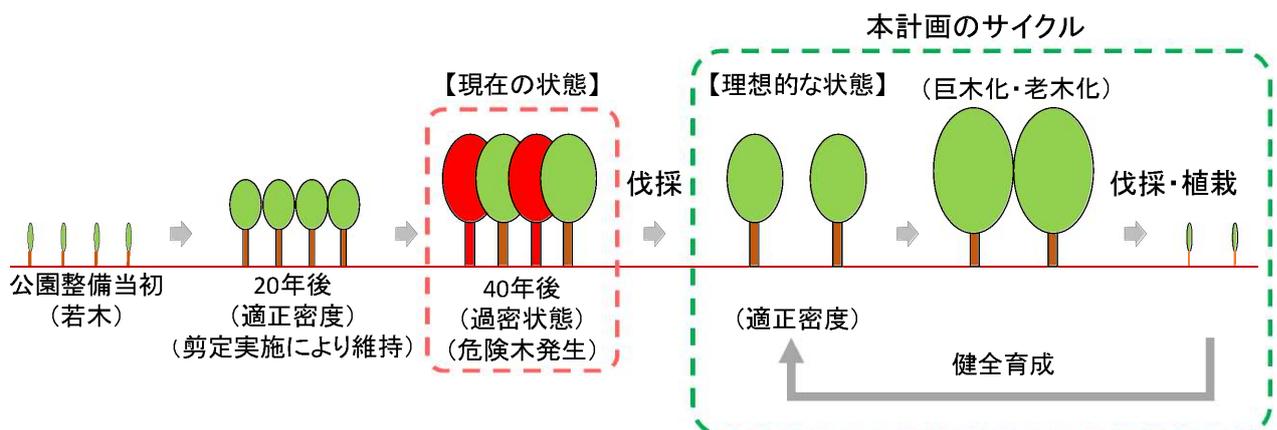


園路への倒木



美しく剪定された樹木

【樹木管理イメージ】



4 公園再整備について

公園施設の老朽化が進む一方で、少子高齢化に伴う公園利用世代の変化や自然災害の頻発等により、貴重なオープンスペースである公園に対する住民のニーズが変化してきているため、地域の実情に沿った再整備が必要となっています。

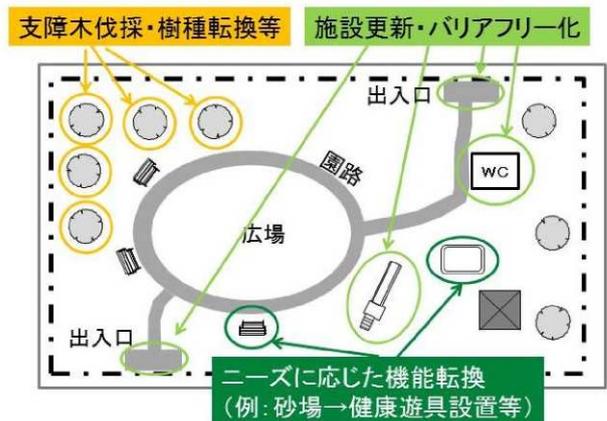
これまでの再整備は、開園や再整備（以下「開園等」と言う。）から長期間を経過した公園を一旦更地に戻し、新規整備と同等の水準で整備を実施してきましたが、整備費が高額となることもあり、十分な進捗が図れない状況となっていました。

そこで、今後の再整備は、利用可能な施設等は引き続き有効活用したうえで、施設の更新又は機能転換を実施することにより1箇所当たりの整備費を軽減し、スピードアップを図ることとします。

今回、効率的・効果的に再整備を行うため再整備の重点方針や考え方等の検討を行いました。

なお、街区公園等の住区基幹公園以外の大規模な公園については、再整備の際に別途検討を行います。

※ 公園全体の排水不良等、地盤からの抜本的な改善が必要な場合は、上記再整備に合わせて基盤整備を実施します。



再整備のイメージ

(1) 再整備の重点方針

ワークショップ等により、地域コミュニティの活性化や子育て環境の充実といった地域のニーズを把握した整備に取り組んだうえで、公園の魅力・価値についても再発見してもらえるよう、以下の重点方針に基づき再整備を行います。

市民の健康増進

健康遊具やウォーキングコースの整備を推進し、市民の健康増進に繋がります。



防災機能の充実

かまどベンチ^{※1}、マンホールトイレ^{※2}等の整備を行い、災害発生時の避難地・防災拠点として、防災機能を充実させます。



かまどベンチ



マンホールトイレ

※1 日常は公園のベンチとして、緊急時はかまどとして利用できるベンチ。

※2 マンホールの上に簡易テントを設置し、緊急時にトイレとなる施設。

魅力ある都市景観の形成

季節感を享受できる樹種（サクラ、モミジ、ハナミズキ等）を積極的に植栽し、地域のシンボルとして相応しい魅力ある都市景観を形成します。



バリアフリー化の推進

世界があこがれる観光都市として、すべての利用者がより快適に利用できるよう、トイレや園路等のバリアフリー化を推進します。



(2) 再整備の考え方

再整備を効果的に実施するため、候補となる公園は、次の2項目ともに合致するものから選定します。（「再整備対象公園の検討フロー」参照）

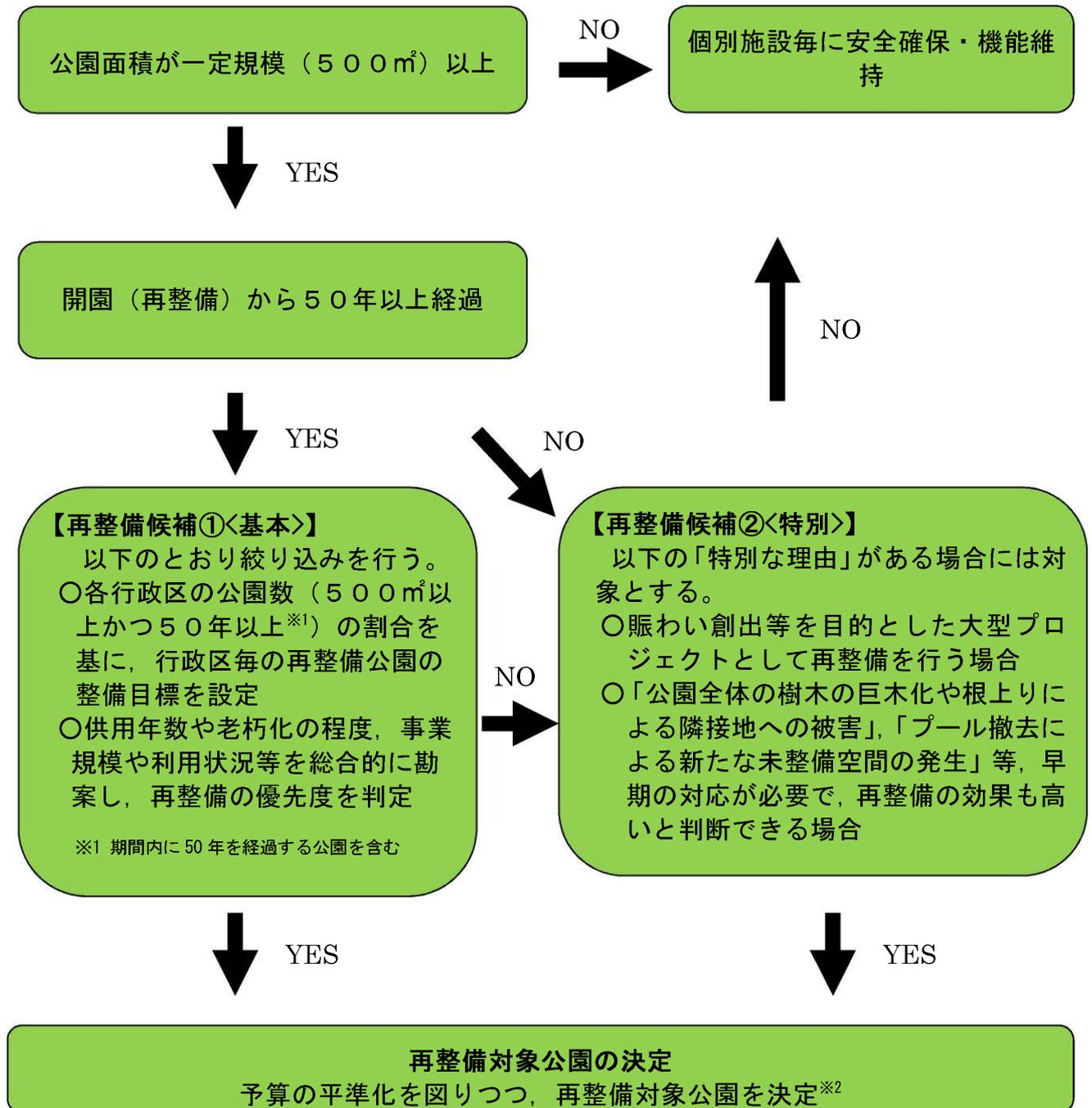
- 「公園面積が一定規模(500㎡)以上」
- 「開園等から50年以上経過」又は「再整備が必要な特別な理由がある場合」
(面積500㎡以上で50年以上経過した公園数：137公園(平成28年度末時点))

(3) 再整備を行う公園数

開園等から50年以上経過した公園は、今後も増加しますが、再整備候補となる500㎡以上の公園に限ると、年間6箇所の再整備を行うことにより、老朽化した公園の増加を防ぐことが可能となります。よって、平成30年度から平成39年度（10年間）における再整備公園は60箇所を整備目標とします。

なお、再整備を行わない公園については、個別に施設更新等を行い、公園の安全性確保・機能維持に取り組みます。

再整備対象公園の検討フロー



※2 再整備対象公園については、毎年度の予算編成過程において、前年度の交付金（国土交通省）の内示結果等を考慮のうえ、決定します。

(4) 遊具の機能転換

遊具は、適切な維持管理等を実施することとしていますが、公園を取り巻く状況の変化、利用実態や周辺の土地利用状況等に配慮しながら、地域の皆様の御意見も踏まえ、機能転換を実施しています。

公園の再整備においても、このような遊具の機能転換について、着実に実施していきます。

【遊具更新のイメージ】

砂場（現状）



リニューアル（子ども達の利用が多い地域等）

利用状況に応じた機能転換
（高齢者の利用が多い地域等）



ジャングルジム（現状）



リニューアル（子ども達の利用が多い地域等）

第3章 京の公園魅力向上に向けて～公園施設の長寿命化の下に～

これまで述べてきたように、公園の魅力向上のためには、公園施設の補修・更新等、樹木の健全育成、再整備（以下「施設の更新等」という。）を確実に実施していく必要がありますが、本市の厳しい財政状況から施設の更新等にかかる費用を軽減することが求められます。

施設を計画的に管理し、より長く使用するとともに、更新時期の集中を避けることで、費用の軽減及び平準化が図ることができます。

そのためには、定期的に公園施設の数や状態を把握する必要があることから、次回は平成31年度以降に健全度調査を実施し、速やかにその結果を本指針に反映させます。

財源の確保に当たっては、健全度調査を活用して、国の交付金についてしっかりと要望を行います。

また、今後は、民間活力の活用や新たな財源確保等にも取り組み、本指針を推進します。

第4章 おわりに ～魅力ある公園を目指して～

公園は、市民の皆様が安心・安全に御利用いただくこと、利用者の満足度や快適性を確保することが最も大切です。

本指針では、公園の魅力向上のために、再整備や施設の補修・更新等、樹木の健全育成といった、施設の更新等（長寿命化）に注目したものとなっています。

今後も本市の公園を、市民の皆様が安心・安全、快適に利用できる憩いの場として維持続けられるよう精一杯取り組んでまいります。





[DO YOU KYOTO?]

